



# 神戸市公報

発行所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号  
神戸市役所  
編集兼印刷 神戸市長  
兼印 神戸市長  
刷発行人 神戸市長  
<臨時特別号>

## 目次

種類	件名	所管部署	ページ
条例	神戸市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	行財政局給与課	1
条例	神戸市立水産体験学習館条例の一部を改正する条例	経済観光局農水産課	5
条例	神戸国際港都建設事業防災街区整備事業施行規程を定める条例	都市局まち再生推進課	15
条例	神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例の一部を改正する条例	建築住宅局建築指導部 建築安全課	21
条例	神戸市建築物の安全性の確保等に関する条例等の一部を改正する条例	建築住宅局建築指導部 建築安全課	27

令和6年9月20日神戸市会において可決された次に掲げる条例をここに公布する。

神戸市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

神戸市立水産体験学習館条例の一部を改正する条例

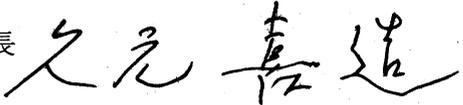
神戸国際港都建設事業防災街区整備事業施行規程を定める条例

神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例の一部を改正する条例

神戸市建築物の安全性の確保等に関する条例等の一部を改正する条例

令和6年9月27日

神戸市長



神戸市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

神戸市条例第9号

神戸市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

神戸市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成18年1月条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（海外派遣手当）</p> <p>第39条 海外派遣手当は、外国に所在する公署に勤務する職員（以下「外国勤務者」という。）に対して支給し、その月額は、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和27年法律第93号。以下この条において「法」という。）の規定により支給されることとなる総領事館（総領事館が設置されていない都市にあって</p>	<p style="text-align: center;">（海外派遣手当）</p> <p>第39条 海外派遣手当は、外国に所在する公署に勤務する職員（以下「外国勤務者」という。）に対して支給し、その月額は、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和27年法律第93号。以下この条において「法」という。）の規定により支給されることとなる総領事館（総領事館が設置されていない都市にあって</p>

は、当該都市が属する国の大使館)に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額を超えない範囲内において規則で定める額を規則で定める換算率により外国通貨に換算した額(市長が特に必要があると認める外国勤務者については、当該規則で定める額)とする。

2 前項に定めるもののほか、外国勤務者に対しては、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を加算して支給する。

(1)、(2) [略]

(3) 外国勤務者の子のうち主として当該外国勤務者の収入により生計を維持しているものであって市長が定めるもの(以下「年少子女」という。)が、勤務地において学校教育その他の教育を受ける場合において、当該外国勤務者が必要な経費を負担しているとき。1人につき月額8,000円を規則で定める換算率により外国通貨に換算した額(市長が特に必要があると認める外国勤務者については、1人につき月額8,000円)とする。

3 前項第3号に掲げるもののほか、教育に関し特別の事情が認められる

は、当該都市が属する国の大使館)に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額を超えない範囲内において規則で定める額とする。

2 前項に定めるもののほか、外国勤務者に対しては、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を加算して支給する。

(1)、(2) [略]

(3) 外国勤務者の子のうち主として当該外国勤務者の収入により生計を維持しているものであって市長が定めるもの(以下「年少子女」という。)が、勤務地において学校教育その他の教育を受ける場合において、当該外国勤務者が必要な経費を負担しているとき。1人につき月額8,000円

3 前項第3号に掲げるもののほか、教育に関し特別の事情が認められる

ことにより年少子女が学校教育その他の教育を受けるのに相当な経費を要すると市長が認める勤務地に係る外国勤務者に対しては、年少子女1人につき、次に掲げる額のうちいずれか少ない額から法第15条の2第2項に規定する自己負担額を控除した額（当該年少子女が学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する幼稚園に相当するものとして市長が認める教育施設において教育を受ける場合にあっては、51,000円を限度とする。）を加算した額を、規則で定める換算率により外国通貨に換算した額（市長が特に必要があると認める外国勤務者については、当該年少子女1人につき、当該加算した額）を支給する。

(1)、(2) [略]

(支給方法)

第41条 [略]

2、3 [略]

4 第39条の規定により外国通貨に換算した額に当該外国通貨の最低単位に満たない端数を生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

ことにより年少子女が学校教育その他の教育を受けるのに相当な経費を要すると市長が認める勤務地に係る外国勤務者に対しては、年少子女1人につき、次に掲げる額のうちいずれか少ない額から法第15条の2第2項に規定する自己負担額を控除した額（当該年少子女が学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する幼稚園に相当するものとして市長が認める教育施設において教育を受ける場合にあっては、12,000円を限度とする。）を加算して支給する。

(1)、(2) [略]

(支給方法)

第41条 [略]

2、3 [略]

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の神戸市職員の特殊

勤務手当に関する条例の規定は、令和6年4月1日から適用する。

神戸市立水産体験学習館条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

神戸市条例第10号

神戸市立水産体験学習館条例の一部を改正する条例

神戸市立水産体験学習館条例（平成10年1月条例第57号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
	<p style="text-align: center;"><u>（使用の許可）</u></p> <p><u>第5条 前条第1号に掲げる施設若しくはその附属設備を使用しようとする者又は同条第2号に掲げる施設若しくはその附属設備若しくは同条第3号に掲げる施設の全部又は一部を独占して使用しようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。</u></p> <p><u>2 市長は、前項の許可に学習館の管理運営上必要な条件を付し、又はこ</u></p>

れを変更することができる。

(届出)

第6条 第4条第1号に掲げる施設若しくはその附属設備又は同条第2号に掲げる施設若しくはその附属設備若しくは同条第3号に掲げる施設(以下「施設等」という。)の使用(同条第2号及び第3号に掲げる施設にあつては、独占使用をいう。第8条を除き、以下同じ。)をしようとする者は、施設等の使用に当たつて入場料、受講料その他の対価を收受するとき、又は営利を目的として施設等の使用をしようとするときは、規則で定める事項を市長に届け出なければならない。

(許可の基準)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第5条第1項の許可をしてはならない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設又はその附属設備を汚損し、損傷し、又は滅失させるおそれがあると認められるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市

長がその使用を不適當であると認めるとき。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第5条第1項の許可をしないことができる。

(1) 学習館の管理運営上支障があると認められるとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、公益上支障があると認められるとき。

(使用期間)

第8条 施設（第4条第4号に掲げる施設を除く。）は、引き続き7日を超える独占的な使用をすることはできない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(行為の制限)

第9条 学習館内において、業として広告写真又は動画を撮影しようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

2 第5条第2項及び第7条の規定は、前項の許可について準用する。

(使用料)

第10条 第5条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別

表に定める額の使用料を納付しなければならない。

(使用料の納付)

第11条 使用料は、前納しなければならない。ただし、規則で定める特別の理由があるときは、後納することができる。

(使用料の減免)

第12条 市長は、規則で定める特別の理由があるときは、規則で定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の返還)

第13条 既納の使用料は、返還しない。ただし、規則で定める特別の理由があるときは、その全部又は一部を返還することができる。

(特別の設備の設置等)

第14条 使用者及び第9条第1項の許可を受けた者は、特別の設備又は器具を設置し、又は使用しようとするときは、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。

2 第5条第2項及び第7条の規定は、前項の許可について準用する。

(権利譲渡等の禁止)

第15条 使用者等は、その権利を譲渡

し、又は転貸してはならない。

(許可の取消し等)

第16条 市長は、使用者等が次の各号のいずれかに該当するときは、第5条第1項、第9条第1項若しくは第14条第1項の許可を取り消し、又は施設等の使用若しくは第9条第1項の行為を制限し、若しくはそれらの停止を命ずることができる。

(1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく指示に違反したとき。

(2) 許可された使用目的と異なった目的に施設等の使用をしたとき。

(3) 許可に付した条件に違反したとき。

(4) 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。

(5) 第7条第1項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用者等に対し、前項に規定する処分をすることができる。

(1) 学習館の管理運営上やむを得ない必要が生じたとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、公益

第5条、第6条 [略]

第7条 [略]

(指定管理者の指定等)

第8条 市長は、次に掲げる学習館の管理に関する業務を学習館の管理について地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定によ

上やむを得ない必要が生じたとき。

第17条、第18条 [略]

(立入り等)

第19条 市長は、学習館の管理上必要があると認めるときは、使用を許可した場所に立ち入り、関係者に質問をし、又は必要な指示をすることができる。

(原状回復の義務)

第20条 使用者等は、施設等の使用若しくは第9条第1項の行為を終了したとき、又は第5条第1項、第9条第1項若しくは第14条第1項の許可を取り消されたときは、直ちに施設等を原状に回復しなければならない。

2 市長は、使用者等が前項の義務を履行しないときは、その原状回復に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第21条 [略]

(指定管理者の指定等)

第22条 市長は、次に掲げる学習館の管理に関する業務を学習館の管理について地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定によ

る市長の指定を受けたもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

(1)、(2) [略]

(3) [略]

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が定める業務

2 [略]

3 指定管理者に第1項の業務を行わせている場合における第5条の規定の適用については、同条中「市長」とあるのは、「第8条第1項に規定する指定管理者」とする。

第9条 [略]

る市長の指定を受けたもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

(1)、(2) [略]

(3) 学習館の使用料の徴収、減額、免除及び返還に関する業務

(4) [略]

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める業務

2 [略]

3 指定管理者に第1項の業務を行わせている場合における第5条第1項及び第2項、第6条、第7条第1項及び第2項、第8条、第9条第1項、第12条、第14条第1項、第16条第1項及び第2項、第17条、第19条並びに第20条第2項の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「第22条第1項に規定する指定管理者」とする。

第23条 [略]

別表(第10条関係)

(1) 施設の使用料

ア 研修室及び展示学習室の使用料

施設		使用料			
名称	面積	午前	午後	終日	時間

		の概 数(単 位 平 方 メ ートル)	(午 前10 時 から 正 午 ま で)	(午 後1 時 か ら 正 午 ま で)	(午 前10 時 か ら 午 後 5 時 ま で)	超 過 使 用 料 ( 30分 に つ き)
研 修 室	1	105	1,400 円	2,900 円	5,000 円	400円
	2	60	900円	1,800 円	3,100 円	300円
展 示 学 習 室		122	2,200 円	4,400 円	6,600 円	450円

備考

1 使用者が研修室又は展示学習室の使用をする場合において、次の各号のいずれかに該当するときの使用料の額は、この表に規定する額にそれぞれ当該各号に定める率を乗じて得た額とする。

(1) 入場者から2,500円以上の入場料、受講料その他の対価を受受するとき。 200パーセント

(2) 営利を目的として使用するとき。 500パーセント

2 30分未満及び1日未満の端数

は、それぞれ、30分及び1日として計算する。

イ 臨海休養広場の使用料

施設		使用料
名称	面積の概数（単位平方メートル）	
臨海休養広場1	3,000	1平方メートル1時間につき 1円
臨海休養広場2	2,000	

備考

1 使用者が臨海休養広場の使用をする場合において、次の各号のいずれかに該当するときの使用料の額は、この表に規定する額にそれぞれ当該各号に定める率を乗じて得た額とする。

(1) 入場者から2,500円以上の入場料、受講料その他の対価を受受するとき。 200パーセント

(2) 営利を目的として使用するとき。 500パーセント

2 1時間未満及び1平方メートル

	<p><u>未満の端数は、それぞれ、1時間及び1平方メートルとして計算する。</u></p> <p><u>(2) 附属設備の使用料</u></p> <p><u>1設備1回につき5,000円の範囲内において規則で定める額</u></p>
--	---

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

神戸国際港都建設事業防災街区整備事業施行規程を定める条例を次のように公布する。

神戸市条例第11号

神戸国際港都建設事業防災街区整備事業施行規程を定める条例

目次

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 経費の分担（第6条）

第3章 保留床等及び宅地の賃貸又は譲渡（第7条—第10条）

第4章 防災街区整備審査会（第11条—第16条）

第5章 宅地への権利変換の申出（第17条）

第6章 清算（第18条—第20条）

第7章 雑則（第21条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、密集市街地の防災に関する機能の確保と土地の合理的かつ健全な利用を図るため、密集市街地における防災街区の整備に関する法律（平成9年法律第49号。以下「法」という。）第119条第5項の規定により、市が施行する防災街区整備事業（以下「事業」という。）について、法第180条第2項各号に掲げる事項その他必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

（事業の名称等）

第3条 この条例により市が施行する事業の名称及び施行地区に含まれる地域の名称は、別表のとおりとする。

（事業の範囲）

第4条 事業の範囲は、法第2条第5号に規定する防災街区整備事業とする。

(事務所の所在地)

第5条 事業の事務所は、神戸市中央区加納町6丁目5番1号神戸市役所内に置く。

## 第2章 経費の分担

(経費の分担)

第6条 事業に要する経費は、次に掲げるものを除き、市が負担する。

- (1) 法第265条第1項の規定による公共施設管理者の負担金
- (2) その他の負担金又は補助金

## 第3章 保留床等及び宅地の賃貸又は譲渡

(保留床等及び宅地の賃貸又は譲渡)

第7条 事業の施行により市が取得する防災建築施設の部分（以下「保留床等」という。）又は個別利用区内の宅地は、次に掲げる場合を除き、公募により賃貸し、又は譲渡するものとする。

- (1) 法第252条第1項第1号又は第2号に掲げる場合
- (2) 前号に掲げるもののほか、市が特に必要と認める場合

(賃借人又は譲受人の募集方法)

第8条 前条の規定による賃借人又は譲受人の公募は、インターネットの利用その他の方法により広告して行うものとする。

(賃借人又は譲受人の資格)

第9条 市が取得した保留床等又は個別利用区内の宅地を賃借りし、又は譲り受けようとする者は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 賃借料又は譲受代金の支払ができる者であること。
- (2) 保留床等を賃借りし、又は譲り受ける場合には、当該施設建築物の用途の構成に適合して利用できる者であること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市の付する条件に違反するおそれがないと認められる者であること。

(賃借人又は譲受人の決定)

第10条 市は、賃借り又は譲受けの申込みをした者の数が賃貸し、又は譲渡しよ

うとする保留床等又は個別利用区内の宅地の数を超える場合においては、公正な方法で選考して、当該保留床等又個別利用区内の宅地の賃借人又は譲受人を決定しなければならない。

#### 第4章 防災街区整備審査会

(審査会の名称)

第11条 法第187条第1項の規定により設置する防災街区整備審査会(以下「審査会」という。)の名称は、別表のとおりとする。

(委員の定数等)

第12条 審査会は、委員5人をもって組織する。

- 2 前項に規定する委員の定数のうち、法第187条第4項の規定により同項第1号に掲げる者のうちから任命される委員(以下「1号委員」という。)の数は、3人以上とし、同項第2号に掲げる者のうちから任命される委員(以下「2号委員」という。)の数は、2人以内とする。

- 3 委員は、非常勤とする。

(委員の欠格事由等)

第13条 次の各号のいずれかに該当する者は、委員となることができない。

(1) 破産者で復権を得ないもの

(2) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

- 2 委員は、前項各号のいずれかに該当するに至ったとき、及び2号委員にあっては、施行地区内の宅地について所有権又は借地権をすべて失うに至ったときは、その職を失う。

- 3 市長は、委員が次の各号のいずれかに該当するときその他委員たるに適しないと認めるときは、その委員を解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えられないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反があるとき。

(委員の氏名等の公表)

第14条 市長は、委員を任命したときは、委員の氏名及び1号委員又は2号委員の別その他必要な事項を公表しなければならない。

(審査会の会長)

第15条 審査会に会長を置く。

- 2 会長は、1号委員のうちから、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、審査会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した委員が職務を代理する。

(審査会の招集等)

第16条 審査会は、市長が招集する。

- 2 審査会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 審査会の議事は、法第212条第2項後段の規定（法第217条、法第232条第3項及び法第246条第2項並びにその他の法令の規定において準用する場合を含む。）による場合を除き、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合においては、会長の決するところによる。

## 第5章 宅地への権利変換の申出

(申出に係る基準面積)

第17条 法第202条第2項第2号の施行規程で定める規模は、密集市街地における防災街区の整備に関する法律施行令（平成9年政令第324号）第34条に規定する数値とする。

## 第6章 清算

(清算金の額等の通知)

第18条 市は、法第248条第1項及び第2項の規定により徴収し、又は交付すべき清算金の額が確定したときは、速やかに、当該清算金の徴収又は交付を受ける者に、当該清算金の額その他必要と認める事項を通知するものとする。

(清算金の分割徴収)

第19条 清算金を徴収されることとなった者で、法第250条第1項の規定による清算金の分割徴収を希望するものは、前条の規定による通知があった日から2週間以内に、規則で定めるところにより、市に分割徴収の申請をしなければならない。

- 2 清算金を分割して徴収する場合における毎回の徴収額は、利子を合わせて均

等とする。ただし、毎回の徴収額に100円未満の端数が生じるときは、当該端数の額は、第1回に徴収する。

3 清算金を分割して徴収する場合において、第2回以降の毎回の納付金の納付期限は、前回の納付期限の翌日から起算して1月を経過した日とする。

4 清算金を分割して徴収されることとなった者は、次の各号のいずれかに該当したときは、直ちにその旨を市に届け出なければならない。

(1) 氏名又は住所（法人にあっては、名称又は主たる事務所の所在地）を変更したとき。

(2) 分割徴収に係る防災建築施設の部分を第三者に譲渡しようとするとき。

(3) 他の債務につき強制執行を受け、又は破産の申立てがあったとき。

5 清算金を分割して徴収されることとなった者が、未納の清算金の全部又は一部について納付期限を繰り上げて納付しようとするときは、あらかじめ、その旨を市に通知しなければならない。

6 市は、清算金を分割して徴収されることとなった者が分割徴収に係る納付金を滞納したときその他規則で定める理由があるときは、未納の清算金の全部又は一部について、納付期限を繰り上げて徴収することができる。

（延滞金）

第20条 市は、法第250条第2項の規定による督促を受けた者がその督促状において指定した期限までにその納付すべき金額を納付しない場合は、同条第3項の規定により延滞金を徴収するものとする。

2 市は、延滞金を徴収する場合において、督促を受けた者が納付しないことについて規則で定める理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、当該延滞金を減額し、又は免除することができる。

## 第7章 雑則

（施行細目の委任）

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定

める日から施行する。

(刑法の一部改正に伴う経過措置)

- 2 刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)の施行の日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられた者については、これを拘禁刑に処せられた者とみなして、第13条第1項第2号及び第2項の規定を適用する。

別表(第3条、第11条関係)

事業の名称	施行地区に含まれる地域の名称		審査会の名称
神戸国際港都建設事業 下三条町 北地区防災街区 整備事業	神戸市兵庫区	下三条町の一部	神戸市下三条町 北地区防災街区 整備審査会

神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

神戸市条例第12号

神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例の一部を改正する条例

神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例（平成6年3月条例第51号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（用語の定義）	（用語の定義）
第2条 [略]	第2条 [略]
2 この条例において「確認申請等」とは、法第6条第1項（法第87条第1項又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）若しくは第6条の2第1項（法第87条第1項又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請又は	2 この条例において「確認申請等」とは、法第6条第1項（法第87条第1項又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）若しくは第6条の2第1項（法第87条第1項又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請又は

法第18条第2項若しくは第4項（法第87条第1項又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定による通知をいう。

3～8 [略]

（指定建築物の建築の届出）

第12条 [略]

2 前項の建築主（同項ただし書の適用を受ける者を除く。）は、同項の届出を法第6条第1項若しくは第6条の2第1項の確認の申請又は法第18条第2項若しくは第4項の通知をしようとする日の30日前までの間において規則で定める日までに行うように努めなければならない。

3 [略]

（すまい・まちなみ形成地区内の建築の制限）

第18条の7 前条第1項第1号から第4号までの建築物の外壁又はこれに代わる柱（以下「外壁等」という。）の面から敷地境界線までの距離は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、1メートル以上でなければならない。

(1)、(2) [略]

（建築物の敷地が特別用途地区の内外にわたる場合の措置）

法第18条第2項（法第87条第1項又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定による通知をいう。

3～8 [略]

（指定建築物の建築の届出）

第12条 [略]

2 前項の建築主（同項ただし書の適用を受ける者を除く。）は、同項の届出を法第6条第1項若しくは第6条の2第1項の確認の申請又は法第18条第2項の通知をしようとする日の30日前までの間において規則で定める日までに行うように努めなければならない。

3 [略]

（すまい・まちなみ形成地区内の建築の制限）

第18条の7 前条第1項第1号から第4号までの建築物の外壁又はこれに代わる柱（以下「外壁等」という。）の面から敷地境界線までの距離は、次の各号いずれかに該当する場合を除き、1メートル以上でなければならない。

(1)、(2) [略]

（建築物の敷地が特別用途地区の内外にわたる場合の措置）

<p>第19条の2 [略]</p> <p>2 建築物の敷地が<u>すまい・まちなみ形成地区</u>の内外にわたり、かつ、その敷地の過半が<u>すまい・まちなみ形成地区</u>に属する場合においては、<u>第18条の6及び第18条の7に規定する制限にかかわらず</u>、次のいずれにも該当する建築物を建築することができる。</p> <p>(1)、(2) [略]</p> <p>(許可による特例)</p>	<p>第19条の2 [略]</p> <p>2 建築物の敷地が<u>特別用途地区</u>の内外にわたり、かつ、その敷地の過半が<u>特別用途地区</u>に属する場合においては、<u>第18条の6第1項第5号に規定する建築物に代えて</u>、次のいずれにも該当する建築物を建築することができる。</p> <p>(1) <u>第18条の6第1項第1号から第4号までに掲げる建築物以外の建築物</u></p> <p>(2)、(3) [略]</p> <p>3 <u>第18条の6第2項の規定は、前項の場合に準用する。</u></p> <p>(許可による特例)</p>
<p>第19条の3 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>第18条第2項の規定は、前2項の規定による許可について準用する。</u></p>	<p>第19条の3 [略]</p> <p>2 [略]</p>

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後					改正前						
別表第2（第22条—第27条の2、第29条関係）					別表第2（第22条—第27条の2、第29条関係）						
(1) 地区計画の区域内の制限					(1) 地区計画の区域内の制限						
	計画区域	(ア)		(イ)			計画区域	(ア)		(イ)	
		計画地区 の区分	制限					計画地区 の区分	制限		
			制限の種類	制限の内容					制限の種類	制限の内容	
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
(45)	学園南地区地区整備計画区域	自然住宅	[略]	[略]	[略]	(45)	学園南地区地区整備計画区域	自然住宅	[略]	[略]	[略]
		地区A	壁面の位置の制限	(1)、(2) [略]	地区A			壁面の位置の制限	(1)、(2) [略] <u>(3) 建築物の外壁等の面から計画図表示の地区境界線（壁面の位置の制限の対象として表示されている部分に限る。）までの距離は、30メートル以上とすること。</u>		
		地区B	[略]	[略]	地区B			[略]	[略]		
		自然住宅地区C	建築物の用途の制限	次に掲げる建築物以外の建築物 (1) 法別表第2（い）項第1号及び第2号に掲げるもの (2) 前号の建築物に附属するもの				建築物の敷地面積の最低限度	300平方メートル（仮換地として指定された土地等を一の敷地として使用する建築物を除く。）		
		壁面の位置の制限	(1) 建築物の外壁等の面から道路境界線までの距離は、2.5メートル以上とすること。ただし、計画図表示の道路境界線で、建築物の外壁等の面から道路境界線までの距								

				離が1メートル以上である場合はこの限りではない。 (2) 計画図表示の地区境界線（壁面の位置の制限の対象として表示されている部分に限る。）から外壁等の面までの距離は、30メートル以上とすること。					
		[略]	[略]	[略]			[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]		[略]	[略]	[略]	[略]
備考 [略]					備考 [略]				
(2) [略]					(2) [略]				

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第2項及び第12条第2項の改正規定は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和6年法律第53号）第7条の規定の施行の日から施行する。

神戸市建築物の安全性の確保等に関する条例等の一部を改正する条例を次のように公布する。

神戸市条例第13号

神戸市建築物の安全性の確保等に関する条例等の一部を改正する条例  
(建築物の安全性の確保等に関する条例の一部改正)

第1条 神戸市建築物の安全性の確保等に関する条例(平成20年4月条例第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(特殊建築物の渡り廊下)</p> <p>第21条 [略]</p> <p><u>2 建築物が火熱遮断壁等(令第109条の8に規定する火熱遮断壁等をいう。以下同じ。)で区画されている場合における当該火熱遮断壁等により分離された部分が2以上ある建築物の当該建築物の部分は、前項の規定の適用については、それぞれ別の</u></p>	<p>(特殊建築物の渡り廊下)</p> <p>第21条 [略]</p>

建築物とみなす。

(耐火構造等でない建築物の上階における共同住宅又は寄宿舍の制限)

第31条 [略]

2 建築物が火熱遮断壁等で区画されている場合における当該火熱遮断壁等により分離された部分が2以上ある建築物の当該建築物の部分は、前項の規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。

(耐火建築物等とする老人福祉施設等)

第34条 [略]

2 建築物が火熱遮断壁等で区画されている場合における当該火熱遮断壁等により分離された部分が2以上ある建築物の当該建築物の部分は、前項の規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。

(木造の長屋の階数制限)

第44条 [略]

2 建築物が火熱遮断壁等で区画されている場合における当該火熱遮断壁等により分離された部分が2以上ある建築物の当該建築物の部分は、前項の規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。

(耐火構造等でない建築物の上階における共同住宅又は寄宿舍の制限)

第31条 [略]

(耐火建築物等とする老人福祉施設等)

第34条 [略]

(木造の長屋の階数制限)

第44条 [略]

(既存の建築物に対する制限の緩和)

第49条の5 法第3条第2項の規定により次の各号に掲げる規定の適用を受けない建築物について、それぞれ当該各号で定める範囲内において増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替（以下この条において「増築等」という。）をする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に掲げる規定は、適用しない。

(1) 第21条 増築及び改築については、次に掲げるもののいずれかに該当する増築又は改築に係る部分

ア 次の(ア)及び(イ)に該当するものであること。

(ア) 増築又は改築に係る部分

(既存の建築物に対する制限の緩和)

第49条の5 法第3条第2項の規定により第21条の規定の適用を受けない建築物について次に掲げる範囲内において増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替（以下この条において「増築等」という。）をする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、第21条の規定は、適用しない。

(1) 増築及び改築については、工事の着手が基準時（法第3条第2項の規定により第21条の規定の適用を受けない建築物について、法第3条第2項の規定により引き続き第21条の規定（当該規定が改正された場合においては改正前の規定を含む。）の適用を受けない期間の始期をいう。）以後である増築及び改築に係る部分の床面積の合計が50平方メートルを超えないこと。

が火熱遮断壁等で区画される  
ものであること。

(イ) 増築又は改築に係る部分  
が、第21条の規定に適合する  
ものであること。

イ 工事の着手が基準時（法第3  
条第2項の規定により引き続き  
第21条の規定（当該規定が改正  
された場合においては改正前の  
規定を含む。）の適用を受けな  
い期間の始期をいう。）以後で  
ある増築又は改築に係る部分の  
対象床面積（令第137条の2の  
2第1項第2号に規定する対象  
床面積をいう。以下この項にお  
いて同じ。）の合計が50平方メ  
ートルを超えないものであるこ  
と。

(2) 第31条、第34条、第42条又は第  
44条 増築及び改築については、  
次に掲げるもののいずれか（当該  
建築物の主たる用途に供する部分  
に係る増築にあつてはアに限  
る。）に該当する増築又は改築に  
係る部分

ア 次の(ア)及び(イ)に該当する  
ものであること。

(ア) 増築又は改築に係る部分

(2) 大規模の修繕又は大規模の模様  
替については、これらの修繕又は  
模様替のすべて

が火熱遮断壁等で区画される  
ものであること。

(イ) 増築又は改築に係る部分  
が、第31条、第34条、第42条  
又は第44条の規定に適合する  
ものであること。

イ 工事の着手が基準時（法第3  
条第2項の規定により引き続き  
第31条、第34条、第42条又は第  
44条の規定（当該規定が改正さ  
れた場合においては改正前の規  
定を含む。）の適用を受けない  
期間の始期をいう。）以後であ  
る増築又は改築に係る部分の対  
象床面積の合計が50平方メー  
トルを超えないものであること。

(3) 第25条、第26条、第28条、第36  
条、第38条、第43条、第45条の  
3、第45条の5又は第45条の6  
増築及び改築については、次に掲  
げるもののいずれか（居室の部分  
に係る増築にあつてはアに限  
る。）に該当する増築又は改築に  
係る部分

ア 次の(ア)及び(イ)に該当する  
ものであること。

(ア) 増築又は改築に係る部分  
及びその他の部分が、増築又

は改築後において、それぞれ令第117条第2項各号のいずれかに掲げる建築物の部分となるものであること。

(イ) 増築又は改築に係る部分が、第25条、第26条、第28条、第36条、第38条、第43条、第45条の3、第45条の5又は第45条の6の規定に適合するものであること。

イ 増築又は改築に係る部分の対象床面積の合計が基準時（法第3条第2項の規定により引き続き第25条、第26条、第28条、第36条、第38条、第43条、第45条の3、第45条の5又は第45条の6の規定（当該規定が改正された場合においては改正前の規定を含む。）の適用を受けない期間の始期をいう。）における延べ面積の20分の1（50平方メートルを超える場合にあっては、50平方メートル。以下この項において同じ。）を超えず、かつ、当該増築又は改築が当該増築又は改築に係る部分以外の部分における避難の安全上支障とならないものであること。

- (4) 第23条、第32条第1項、第43条の2又は第45条第1項 増築（居室の部分に係るものを除く。以下この号において同じ。）及び改築については、増築又は改築に係る部分の対象床面積の合計が基準時（法第3条第2項の規定により引き続き第23条、第32条第1項、第43条の2又は第45条第1項の規定（当該規定が改正された場合においては改正前の規定を含む。）の適用を受けない期間の始期をいう。）における延べ面積の20分の1を超えず、かつ、当該増築又は改築が当該増築又は改築に係る部分以外の部分における避難及び消火の安全上支障とならないものである増築又は改築に係る部分
- (5) 第21条、第31条、第34条、第42条又は第44条 大規模の修繕又は大規模の模様替については、当該建築物における全ての大規模の修繕又は大規模の模様替
- (6) 第23条第1項、第25条、第26条、第28条、第32条第1項、第36条、第38条、第41条第1項、第43条、第43条の2、第45条第1項、第45条の3、第45条の5又は第45

条の6 大規模の修繕又は大規模の模様替については、当該建築物における屋根又は外壁に係る大規模の修繕又は大規模の模様替であって、当該建築物の避難の安全上支障とならないもの

(7) 第22条 大規模の修繕又は大規模の模様替については、当該建築物における当該建築物の用途の変更（当該変更後に当該建築物の利用者の増加が見込まれないものを除く。）を伴わない大規模の修繕又は大規模の模様替であって、市長が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるもの

2 法第3条第2項の規定により次の各号に掲げる規定の適用を受けない建築物であって、これらの規定に規定する基準の適用上一の建築物であっても別の建築物とみなすことができる部分として、それぞれ当該各号で定める部分（以下この項において「独立部分」という。）が2以上あるものについて増築等をする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、当該増築等をする独立部分以外の独立部分に対しては、それぞれ当該各号に

2 法第3条第2項の規定により第31条、第34条、第42条又は第44条の規定の適用を受けない建築物について次に掲げる範囲内において増築等をする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、これらの規定は、適用しない。

掲げる規定は、適用しない。

(1) 第21条、第31条、第34条、第42条又は第44条 令第109条の8に規定する建築物の部分

(2) 第25条、第26条、第28条、第32条第1項、第36条、第38条、第43条、第45条第1項、第45条の3、第45条の5又は第45条の6 令第117条第2項各号に掲げる建築物の部分

(1) 増築及び改築については、工事の着手が基準時（法第3条第2項の規定により第31条、第34条、第42条又は第44条の規定の適用を受けない建築物について、法第3条第2項の規定により引き続きそれらの規定（それらの規定が改正された場合においては改正前の規定を含む。）の適用を受けない期間の始期をいう。）以後である増築（当該建築物の主たる用途に供する部分以外の部分に係るものに限る。）及び改築に係る部分の床面積の合計が50平方メートルを超えないこと。

(2) 大規模の修繕又は大規模の模様替については、これらの修繕又は模様替のすべて

3 法第3条第2項の規定により第24条から第26条まで、第28条、第30条第1項第2号、第32条第1項、第33条第2項、第36条から第38条まで、第39条第2項、第43条、第45条第1項又は第45条の2から第45条の6ま

での規定の適用を受けない建築物であって、令第117条第2項各号に掲げる建築物の部分（以下この項において「独立部分」という。）が2以上あるものについて増築等をするときには、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、当該増築等をする独立部分以外の独立部分に対しては、これらの規定は、適用しない。

3 法第3条第2項の規定により第24条、第27条（第30条第2項及び第40条において準用する場合を含む。）、第30条第1項、第33条第1項若しくは第2項、第35条、第37条、第39条、第45条の2、第45条の4、第45条の7、第47条又は第48条の規定の適用を受けない建築物について増築等をする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、当該増築等をする部分以外の部分に対しては、これらの規定は、適用しない。

（用途の変更に対するこの条例の準用）

第49条の6 [略]

2 前条第2項（第21条に係る部分を除く。）の規定は、法第3条第2項

4 法第3条第2項の規定により第27条（第30条第2項及び第40条において準用する場合を含む。）、第30条第1項第1号、第33条第1項、第39条第1項、第45条の7、第47条又は第48条の規定の適用を受けない建築物について増築等をする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、当該増築等をする部分以外の部分に対しては、これらの規定は、適用しない。

（用途の変更に対するこの条例の準用）

第49条の6 [略]

2 前条第3項の規定は、法第3条第2項の規定により第24条から第26条

の規定により第25条、第26条、第28条、第31条、第32条第1項、第34条、第36条、第38条、第42条、第43条、第44条、第45条第1項、第45条の3、第45条の5又は第45条の6の規定の適用を受けない建築物の用途を変更する場合について準用する。この場合において、前条第2項中「増築等」とあるのは「用途の変更」と、「法第3条第3項第3号及び第4号」とあるのは「法第87条第3項」と読み替えるものとする。

3 前条第3項の規定は、法第3条第2項の規定により第24条、第30条第1項第2号、第33条第2項、第35条、第37条、第39条第2項、第45条の2又は第45条の4の規定の適用を受けない建築物の用途を変更する場合について準用する。この場合において、前条第3項中「増築等」とあるのは「用途の変更」と、「法第3条第3項第3号及び第4号」とあるのは「法第87条第3項」と読み替えるものとする。

まで、第28条、第30条第1項第2号、第32条第1項、第33条第2項、第36条から第38条まで、第39条第2項、第43条、第45条第1項又は第45条の2から第45条の6までの規定の適用を受けない建築物の用途を変更する場合について準用する。この場合において、前条第3項中「増築等」とあるのは「用途の変更」と、「法第3条第3項第3号及び第4号」とあるのは「法第87条第3項」と読み替えるものとする。

第2条 神戸市建築物の安全性の確保等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線

又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

第2条による改正後	第2条による改正前
<p>(防災計画の作成及びその内容の届出等)</p> <p>第10条 建築主は、次の各号のいずれかに該当する建築物を建築しようとする場合（増築しようとする場合においては、建築物が増築後において次の各号のいずれかに該当するものとなる場合を含む。）又は建築物の用途を変更して第1号に掲げる建築物とする場合においては、法第6条第1項若しくは第6条の2第1項の規定による確認の申請又は法第18条第2項若しくは第4項の規定による計画の通知を行う前に、建築又は用途の変更を行った後の建築物についての防災計画を作成し、及び規則で定めるところにより、その内容を市長に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>(建築主、設置者等の変更等)</p>	<p>(防災計画の作成及びその内容の届出等)</p> <p>第10条 建築主は、次の各号のいずれかに該当する建築物を建築しようとする場合（増築しようとする場合においては、建築物が増築後において次の各号のいずれかに該当するものとなる場合を含む。）又は建築物の用途を変更して第1号に掲げる建築物とする場合においては、法第6条第1項若しくは第6条の2第1項の規定による確認の申請又は法第18条第2項の規定による計画の通知を行う前に、建築又は用途の変更を行った後の建築物についての防災計画を作成し、及び規則で定めるところにより、その内容を市長に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>(建築主、設置者等の変更等)</p>

第11条 建築主（建築設備の設置者及び工作物の築造主を含む。以下この章において同じ。）は、法第6条第1項（法第87条第1項、第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）、第6条の2第1項（法第87条第1項、第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）又は第18条第3項若しくは第4項（法第87条第1項、第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により確認済証の交付を受けた後に、当該確認済証に係る建築物、建築設備又は工作物（以下「建築物等」という。）の工事について、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、規則で定めるところにより、速やかに市長に届け出なければならない。

(1)、(2) [略]

2～4 [略]

（工事の取りやめ）

第12条 建築主は、法第6条第1項、第6条の2第1項又は第18条第3項若しくは第4項の規定により確認済

第11条 建築主（建築設備の設置者及び工作物の築造主を含む。以下この章において同じ。）は、法第6条第1項（法第87条第1項、第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）、第6条の2第1項（法第87条第1項、第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）又は第18条第3項（法第87条第1項、第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により確認済証の交付を受けた後に、当該確認済証に係る建築物、建築設備又は工作物（以下「建築物等」という。）の工事について、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、規則で定めるところにより、速やかに市長に届け出なければならない。

(1)、(2) [略]

2～4 [略]

（工事の取りやめ）

第12条 建築主は、法第6条第1項、第6条の2第1項又は第18条第3項の規定により確認済証の交付を受け

証の交付を受けた後に、当該確認済証に係る建築物等の工事を取りやめたときは、規則で定めるところにより、速やかに、市長に届け出なければならない。

2、3 [略]

(確認審査基準)

第13条 [略]

2 市長は、法第6条の2第1項又は第18条第4項の規定による確認済証の交付を受けた建築物の計画が確認審査基準に適合していないと認めるときは、当該建築物の建築主及び当該確認済証を交付した指定確認検査機関に対し、その旨を通知することができる。

3 [略]

(立会調査等)

第14条 市長は、指定確認検査機関が法第7条の2第1項（法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）、第7条の4第1項（法第87条の4又は第88条第1項において準用する場合を含む。）又は第18条第23項（法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）若しくは第32項（法第87条の

た後に、当該確認済証に係る建築物等の工事を取りやめたときは、規則で定めるところにより、速やかに、市長に届け出なければならない。

2、3 [略]

(確認審査基準)

第13条 [略]

2 市長は、法第6条の2第1項の規定による確認済証の交付を受けた建築物の計画が確認審査基準に適合していないと認めるときは、当該建築物の建築主及び当該確認済証を交付した指定確認検査機関に対し、その旨を通知することができる。

3 [略]

(立会調査等)

第14条 市長は、指定確認検査機関が法第7条の2第1項（法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）又は第7条の4第1項（法第87条の4又は第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定による検査（以下この条及び次条において単に「検査」という。）の業務を行おうとする場合において、業務の適正な実施

4又は第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定による検査  
(以下この条及び次条において単に「検査」という。)の業務を行おうとする場合において、業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該検査の業務の状況を調査することができる。

2～4 [略]

(公表)

第16条 市長は、法第6条の2第6項若しくは第18条第19項の規定による通知をし、又は指定確認検査機関による確認検査の業務における著しく不適當な行為について法第77条の32第2項の規定による指示をしたときは、当該指定確認検査機関の名称その他規則で定める事項をインターネットの利用その他の方法により規則で定める期間公表するものとする。

(届出)

第49条の10 駐車施設等を新築しようとする建築主又は新たに設けようとする土地所有者若しくは占有者は、次の各号に掲げる日の30日前までに、規則で定めるところにより、位置、規模、構造等を市長に届け出なければならない。

を確保するため必要があると認めるときは、当該検査の業務の状況を調査することができる。

2～4 [略]

(公表)

第16条 市長は、法第6条の2第6項の規定による通知をし、又は指定確認検査機関による確認検査の業務における著しく不適當な行為について法第77条の32第2項の規定による指示をしたときは、当該指定確認検査機関の名称その他規則で定める事項をインターネットの利用その他の方法により規則で定める期間公表するものとする。

(届出)

第49条の10 駐車施設等を新築しようとする建築主又は新たに設けようとする土地所有者若しくは占有者は、次の各号に掲げる日の30日前までに、規則で定めるところにより、位置、規模、構造等を市長に届け出なければならない。

<p>(1)、(2) [略]</p> <p>(3) 法第18条第2項又は第4項 (法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づき通知をしようとする場合においては、当該通知の日</p> <p>(4) [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>(1)、(2) [略]</p> <p>(3) 法第18条第2項(法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づき通知をしようとする場合においては、当該通知の日</p> <p>(4) [略]</p> <p>2 [略]</p>
--	--

(北野町山本通伝統的建造物群保存地区における建築基準法の制限の緩和に関する条例の一部改正)

第3条 神戸市北野町山本通伝統的建造物群保存地区における建築基準法の制限の緩和に関する条例(平成29年12月条例第12号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(道路内の建築制限の緩和)</p> <p>第3条 伝統的建造物等の存する敷地 (以下「対象敷地」という。)内で 伝統的建造物等の建築等(増築、<u>大規模の修繕及び大規模の模様替</u>(令 第137条の12第7項に規定する大規模 <u>の修繕及び大規模の模様替に限</u></p>	<p>(道路内の建築制限の緩和)</p> <p>第3条 伝統的建造物等の存する敷地 (以下「対象敷地」という。)内で 伝統的建造物等の建築等(増築を除 く。)をする場合において、伝統的 建造物等並びに伝統的建造物等以外 の門、塀及び擁壁の位置が、この条</p>

る。)を除く。次項において同じ。)をする場合において、伝統的建造物等並びに伝統的建造物等以外の門、塀及び擁壁の位置が、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)における位置から前面道路の側に超えず、かつ、当該伝統的建造物等(門、塀及び擁壁を除く。)が次の各号のいずれかに該当するものであるときは、対象敷地内の伝統的建造物等(伝統的建造物等の門に続く石段を含む。以下この条及び第9条において同じ。)並びに対象敷地内の伝統的建造物等以外の門、塀及び擁壁に限り、法第44条第1項本文の規定を適用しない。ただし、法第42条第2項の規定により道路とみなされる範囲内(前面道路が2以上ある場合においては、道路ごとの範囲内)に伝統的建造物等がない場合の当該範囲内については、この限りでない。

(1)～(3) [略]

2 対象敷地内で伝統的建造物等以外の建築物及び擁壁のみの建築等をする場合において、伝統的建造物等並びに伝統的建造物等以外の門、塀及び擁壁の位置が、施行日における位

例の施行の日(以下「施行日」という。)における位置から前面道路の側に超えず、かつ、当該伝統的建造物等(門、塀及び擁壁を除く。)が次の各号のいずれかに該当するものであるときは、対象敷地内の伝統的建造物等(伝統的建造物等の門に続く石段を含む。以下この条及び第9条において同じ。)並びに対象敷地内の伝統的建造物等以外の門、塀及び擁壁に限り、法第44条第1項本文の規定を適用しない。ただし、法第42条第2項の規定により道路とみなされる範囲内(前面道路が2以上ある場合においては、道路ごとの範囲内)に伝統的建造物等がない場合の当該範囲内については、この限りでない。

(1)～(3) [略]

2 対象敷地内で伝統的建造物等以外の建築物及び擁壁のみの建築等(増築を除く。)をする場合において、伝統的建造物等並びに伝統的建造物等以外の門、塀及び擁壁の位置が、

置から前面道路の側に超えず、市長が安全上及び防火上支障がないと認めるときは、伝統的建造物等並びに伝統的建造物等以外の門、塀及び擁壁に限り、法第44条第1項本文の規定を適用しない。ただし、法第42条第2項の規定により道路とみなされる範囲内（前面道路が2以上ある場合においては、道路ごとの範囲内）に伝統的建造物等がない場合の当該範囲内については、この限りでない。

3、4 [略]

（準防火地域内の建築物の制限の緩和）

第6条 対象敷地内で伝統的建造物等を建築等（増築、改築（令第137条の11に規定する改築に限る。））、大規模の修繕及び大規模の模様替（令第137条の12第9項に規定する大規模の修繕及び大規模の模様替に限る。）を除く。次項において同じ。）をする場合において、当該伝統的建造物等が次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものに該当するものであるときは、対象敷地内の伝統的建造物等に限り、法第61条第1項本文

施行日における位置から前面道路の側に超えず、市長が安全上及び防火上支障がないと認めるときは、伝統的建造物等並びに伝統的建造物等以外の門、塀及び擁壁に限り、法第44条第1項本文の規定を適用しない。ただし、法第42条第2項の規定により道路とみなされる範囲内（前面道路が2以上ある場合においては、道路ごとの範囲内）に伝統的建造物等がない場合の当該範囲内については、この限りでない。

3、4 [略]

（準防火地域内の建築物の制限の緩和）

第6条 対象敷地内で伝統的建造物等を建築等（増築、改築（令第137条の11に規定する改築に限る。））、大規模の修繕及び大規模の模様替（令第137条の12第9項に規定する大規模の修繕及び大規模の模様替に限る。）を除く。次項において同じ。）をする場合において、当該伝統的建造物等が次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものに該当するものであるときは、対象敷地内の伝統的建造物等に限り、法第61条第1項本文

<p>(準防火地域内にある建築物に係る部分に限る。以下この条、第7条及び第9条において同じ。)の規定を適用しない。</p> <p>(1) 地階を除く階数が2以下で、延べ面積が500平方メートルを超え1,500平方メートル以下の伝統的建造物等 次のいずれにも該当するもの</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 外壁の開口部 <u>(延焼のおそれのある部分に限る。次号において同じ。)</u> に関して次に掲げるいずれかの措置を講じ、市長が安全上及び防火上支障がないと認めたもの</p> <p>(ア)、(イ) [略]</p> <p>(2)～(4) [略]</p> <p>2～4 [略]</p>	<p>(準防火地域内にある建築物に係る部分に限る。以下この条、第7条及び第9条において同じ。)の規定を適用しない。</p> <p>(1) 地階を除く階数が2以下で、延べ面積が500平方メートルを超え1,500平方メートル以下の伝統的建造物等 次のいずれにも該当するもの</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 外壁の開口部に関して次に掲げるいずれかの措置を講じ、市長が安全上及び防火上支障がないと認めたもの</p> <p>(ア)、(イ) [略]</p> <p>(2)～(4) [略]</p> <p>2～4 [略]</p>
---	--

(手数料条例の一部改正)

第4条 神戸市手数料条例(平成12年3月条例第77号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
別表第9（第5条関係）			別表第9（第5条関係）		
種別	区分	手数料（1件につき）	種別	区分	手数料（1件につき）
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
2 1の項の審査のうち、法第6条の3第1項ただし書又は法第18条第5項ただし書の規定に基づき、構造計算に関する高度の専門的知識及び技術を有する者として規則第3条の13第1項各号で定める要件を備える者である建築主事が令第9条の3に定める特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかを審査する場合に1の項の手数料に加算する額	[略]	[略]	2 1の項の審査のうち、法第6条の3第1項ただし書又は法第18条第4項ただし書の規定に基づき、構造計算に関する高度の専門的知識及び技術を有する者として規則第3条の13第1項各号で定める要件を備える者である建築主事が令第9条の3に定める特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかを審査する場合に1の項の手数料に加算する額	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
5 法第7条第4項又は法第18条第21項の規定に基づく完了検査（9の項に規定する検査を除く。）	[略]	[略]	5 法第7条第4項又は法第18条第17項の規定に基づく完了検査（9の項に規定する検査を除く。）	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

7 法第87条の4において準用する法第7条第4項又は法第18条第21項の規定に基づく完了検査	[略]	[略]	7 法第87条の4において準用する法第7条第4項又は法第18条第17項の規定に基づく完了検査	[略]	[略]
8 法第88条第1項又は第2項において準用する法第7条第4項又は法第18条第21項の規定に基づく完了検査		[略]	8 法第88条第1項又は第2項において準用する法第7条第5項又は法第18条第17項の規定に基づく完了検査		[略]
9 法第7条第4項又は法第18条第21項の規定に基づく完了検査のうち法第7条の3第1項に規定する特定工程に係る建築物に関するもの	[略]	[略]	9 法第7条第4項又は法第18条第17項の規定に基づく完了検査のうち法第7条の3第1項に規定する特定工程に係る建築物に関するもの	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
11 法第7条の3第4項又は法第18条第29項に規定する検査	[略]	[略]	11 法第7条の3第4項又は法第18条第20項に規定する検査	[略]	[略]
12 法第7条の6第1項第1号若しくは第2号又は法第18条第38項第1号若しくは第2号（これらの規定を法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用の認定の申請に対する審査		[略]	12 法第7条の6第1項第1号若しくは第2号又は法第18条第24項第1号若しくは第2号（これらの規定を法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用の認定の申請に対する審査		[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
備考 [略]			備考 [略]		

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和6年法律第53号）第7条の規定の施行の日から施行する。